

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税・都市計画税課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、固定資産税・都市計画税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務の一部を外部事業者に委託しており、委託にあたっては、業者のセキュリティ管理体制を確認し、契約に際し秘密保持についての条項を設けることで、取扱情報の秘密保持を徹底している。

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税課税に関する事務
②事務の概要	・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が存在する市町村において課する地方税(以下「固定資産税」という。)である。 ・納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税を全て納付するものである。 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり、その課税標準に市で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。 ・市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。 ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接又は地方税共同機構を経由し、受領する。 ③価格に関する審査の申出 ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。 ⑤清須市国民健康保険税条例に規定された業務及び機関に対してのみ、固定資産税賦課情報の提供・移転を行う。 ⑥過誤納が発生した納税義務者への還付を行う。(納税義務者より公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し処理する。)
③システムの名称	固定資産税システム 宛名管理システム 住登外宛名番号管理システム 団体内統合宛名システム 統合収納管理システム 統合滞納管理システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム 電子申告等システム(eLTaxシステム) 地理空間情報システム 家屋評価システム

2. 特定個人情報ファイル名

資産情報ファイル 課税台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 住登外宛名番号管理ファイル 団体内統合宛名ファイル 公金受取口座情報ファイル
--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第45号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表48の項 主務省令第50条 【情報提供の根拠】 なし 【公的給付支給等口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 総務部 税務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務マニュアル、フローの確立と徹底 事務従事者への啓発、教育の徹底	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務マニュアル、フローの確立と徹底 事務従事者への啓発、教育の徹底	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	5評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 間下 伸一	税務課長 吉田 敬	事後	部署異動に伴うもの
平成27年4月28日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	個人住民税システム 法人住民税システム	固定資産税システム 地理空間情報システム 家屋評価システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事前	
平成27年4月28日	2特定個人情報ファイル名	資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	資産情報ファイル 課税台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	事前	
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 吉田 敬	税務課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年12月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条 【情報提供の根拠】 なし	事後	
令和1年12月1日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	十分である	接続しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成27年4月1日	令和1年12月1日	事後	
令和1年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	平成27年4月1日	令和1年12月1日	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		⑥過誤納が発生した納税義務者への還付を行う。(納税義務者より公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し処理する。)	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第45号	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法令改正による修正
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【公的給付支給等口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日	令和5年4月1日	事後	軽微な変更
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日	令和5年4月1日	事後	軽微な変更
令和7年3月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法令改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 【情報照会の根拠】 主務省令第2条の表48の項 主務省令第50条	事後	法令改正による修正
令和7年3月21日	特記事項	—	本事務の一部を外部事業者に委託をしており、委託にあたっては、業者のセキュリティ管理体制を確認し、契約に際し秘密保持についての条項を設けることで、取扱情報の秘密保持を徹底している。	事後	ガバメントクラウド移行に伴う再評価の実施
令和7年3月21日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム 地理空間情報システム 家屋評価システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	固定資産税システム 地理空間情報システム 家屋評価システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 電子申告等システム(eLTaxシステム)	事後	
令和8年2月27日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム 地理空間情報システム 家屋評価システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 電子申告等システム(eLTaxシステム)	固定資産税システム 宛名管理システム 住登外宛名番号管理システム 団体内統合宛名システム 統合収納管理システム 統合滞納管理システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム 電子申告等システム(eLTaxシステム) 地理空間情報システム 家屋評価システム	事後	
令和8年2月27日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	資産情報ファイル 課税台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	資産情報ファイル 課税台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 住登外宛名番号管理ファイル 団体内統合宛名ファイル 公金受取口座情報ファイル	事後	